

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮し、一級・二級・木造建築士各種手続きにおいて、
郵送による申請受付等を開始します。

(一社)鳥取県建築士会

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、一級・二級・木造建築士に係る各種手続きにおいて、希望する方には郵送による申請受付・免許証明書交付を行うことと致します。

なお、二級・木造建築士については、鳥取県知事名で発行された「二級・木造建築士試験合格通知書」をお持ちの方又は鳥取県に免許登録されている方に限ります。他都道府県の試験に合格された方、他都道府県に登録されている方は、当該都道府県建築士会等にお問い合わせください。

■窓口にて申請する場合の必要書類等

- ・一級・二級・木造建築士各種申請における必要書類一式(詳細は各手続のページをご確認ください。)
- ・窓口へお越しの際は、事前にお電話で確認をお願いします。会議等で事務局不在の場合があります。

■郵送にて申請する場合の必要書類等

- ・一級・二級・木造建築士各種申請における必要書類一式(詳細は各手続のページをご確認ください。)
- ・本人確認ができる公的な身分証明書のコピー
 - ※身分証明書のコピーが添付されていない場合は申請受付不可です。
 - ※郵送料は申請者のご負担となります。

なお、新規申請と、再交付(亡失)以外は、既存の免許証又は免許証明書の返却が必要になります。免許証明書の交付後、速やかに鳥取県建築士会に持参または郵送してください。

■送付方法

【郵送にて申請する場合は、以下をご使用ください】

- ・レターパックプラス ※レターパックライトは郵便受けのため使用できません。
- ・簡易書留

【郵送にて免許証明書を交付する場合は、以下により送付します】

- ・レターパックプラス
 - 郵送による申請時に返送用のレターパックを同封してください。
 - ※レターパックライトは郵便受けのため使用できません。
- ・簡易書留
- ・宅配便「着払」

いずれの場合も送料は申請者ご自身の負担となり、申請受付時に本人確認ができる公的な身分証明書のコピーが添付されていることが必須条件です。

■旧免許証又は旧免許証明書の返却について

【窓口による交付の場合】

登録が完了し免許証明書ができましたら、その旨を交付通知ハガキで通知します。

送られた交付通知ハガキ、印鑑(認印可)、旧免許証又は旧免許証明書をご準備いただき、鳥取県建築士会窓口にお越しください。

【郵送による交付の場合】

建築士免許証明書をお受取り後、お手元にある旧免許証又は旧免許証明書を10日以内に必ず鳥取県建築士会に持参または郵送してください。